

中之条町再生可能エネルギー推進条例

(目的)

第1条 この条例は、地域資源である再生可能エネルギーの活用を通じて、地域経済の活性化につながる取組を推進し、循環型社会のまちづくり及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業を営む者をいう。
- (3) 再生可能エネルギー事業者 町内で再生可能エネルギーの活用事業を営む者又はこれから営もうとする者をいう。
- (4) 省エネルギー エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいう。
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光、水力、バイオマス、地熱その他の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項に定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は次のとおりとする。

- (1) 町、町民、事業者及び再生可能エネルギー事業者は、相互に協力して、再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとする。
- (2) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域固有の資源であり、これを活用することによって、エネルギーの地産地消のまちづくりを目指すものとする。
- (3) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用するものとする。
- (4) 地域に存在する再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとする。

(町の役割)

第4条 町は、地域社会が持続的に発展するように、前条の基本理念に沿って積極的に人材を育成

するとともに、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、町民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組むものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用についての知識の習得と実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

(再生可能エネルギー事業者の役割)

第7条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って効率的なエネルギー供給に努めるものとする。

2 再生可能エネルギー事業者は、地域の土地が有する資源及び環境の役割が将来にわたり果たされることに配慮しつつ、その活用に取り組むものとする。

(連携の推進等)

第8条 町は、町民、事業者、再生可能エネルギー事業者、大学、研究機関等と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。

2 町は、近隣自治体との連携に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。